

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>各務原浄化センターで発生する汚泥の資源化処分を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>廃棄物（下水道汚泥）は、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」の「再資源化の責務」（7条）「県内処理の原則」（16条）を踏まえて、適正に処理しなければならない。</p> <p>各務原浄化センターからは毎日多くの汚泥が発生（令和2年度年間汚泥量見込み約35,600t）し、このような大量の汚泥を定常的にリサイクル処理できるのは、県内では㈱りゅういきと住友大阪セメント㈱岐阜工場のみである。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>㈱りゅういきは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める中間処分の許可を取得しており、下水汚泥を上石津工場（自社）で乾燥させバイオマス燃料として、リサイクルしている。</p> <p>住友大阪セメント(株)岐阜工場のみでは処理できない大量の発生汚泥を適正に処理できる施設を有する会社は、㈱りゅういきだけであることから、㈱りゅういきと随意契約するものとする。</p>